

相手国政府・相手国贈機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ニカラグア	ドリス県及びヌエバ・セゴビ ア県教育施設整備計画のための 贈与に関する日本国政府とニカ ラグア共和国政府との間の交換 公文	ドリス県及びヌエバ・セゴビア県教育施設整備計画 を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,267,000千円 H31.6.30まで	H27.6.18 ペナグア で (同日)	日本側 安藤(今井) 泰志 在ニカラグア大使 ニカラグア側 バルドラ ンク・L・ジェンヌケ外務 次官兼経済協力庁長官	H27.7.2 228号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。